

平成27年10月30日

おがはら様

損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
医療・福祉開発部 第三課  
大塔（おおとう）

## ボランティア活動保険の補償内容について（回答）

拝復 初秋の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご懇情を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当社にご契約をいただいておりますボランティア活動保険の補償内容に関して10月30日にご照会いただきました点につき、下記のとおりご回答申し上げます。

なお、本件につきまして、ご不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

敬具

## 記

## 1. 照会内容

鍼灸師はボランティア活動保険への加入は可能か。補償の対象となるか。

## 2. 回答

ボランティア活動保険への加入は可能であるが、賠償責任部分について補償の対象外（免責）となります。

傷害保険（お怪我）の補償については対象となります。

## 【お問い合わせ先】

医療・福祉開発部 第三課

担当：大塔

電話：03-3593-6824（受付時間：平日9時～17時）

以上